

第1章 応急活動

第1節 災害対策本部の設置と初期活動

平成17年3月20日(日)「春分の日」の午前10時53分、地面を揺るがす大きな横揺れ、立っているのもやっとという状況であった。

福岡県沖の玄界灘を震源とする「福岡県西方沖地震」が発生し、マグニチュード7.0の強い地震が北部九州を襲い、福岡県、佐賀県の広い地域で観測史上最大となる震度6弱を記録した。

本市では、地震発生後すみやかに消防ヘリコプターによる偵察やヘリコプター搭載テレビ映像の配信を行い、地震発生27分後の午前11時20分に「福岡市災害対策本部」を設置、午後0時40分には、被害が深刻である玄界島への自衛隊の派遣について福岡県を通じて要請を行うと同時に福岡海上保安部へ協力要請を行い、福岡県警察及び本市消防とも連携して、同日24時までに島民の避難を完了した。

また、同日深夜までに公民館、市民センター、小学校などに開設した80カ所の避難所に2,759人が避難された。

さらに、午後1時15分に第1回の福岡市災害対策本部会議を開催し、各部から被害状況などの報告を受けるとともに、全市をあげて応急対策に取り組んでいくことが確認された。

1 本震当日の福岡市災害対策本部の動き

地震発生当日の福岡市災害対策本部のおもな動きは次のとおりである。

なお、各区災害対策本部での動きは第2部第13章に、自衛隊、福岡県警察などの活動詳細は第3部第4章に示す。

3月20日(日)

- 10：53 本震発生
- 10：57 津波注意報発表（12：00注意報解除、津波は発生せず被害無し。）
- 11：20 福岡市災害対策本部設置
各区災害対策本部及び関係機関との連絡確認（内線及び専用線による電話通信を確認した。）
- 12：20 全市の公民館に対し避難者の受け入れ及び避難状況を各区災害対策本部へ報告するよう防災無線で指示。
玄界島公民館からの防災無線を受信、多数の避難者が発生したことを確認
- 12：40 消防ヘリコプター搭載テレビ映像及び防災無線の受信内容により、玄界島の現場支援について、福岡県を通じて自衛隊の派遣要請を行うとともに海上保安部への協力要請を行った。
- 13：15 福岡市災害対策本部会議（第1回目）開催
- 14：32 消防ヘリコプターにより市職員を玄界島へ派遣
(災害対策本部職員1名、応急危険度判定士1名、土木技術吏員3名、救助係長1名)
- 15：15 玄界島現場本部設置
- 15：40 市有客船（きんいん）及び市有作業船（ののつ）により玄界島へ救援物資及び市職員を輸送
(非常食2,000食 毛布800枚)
- 16：00 災害対策本部会議（2回目）

- 17:00 玄界島住民全島避難開始
 市有客船、消防艇、海上保安部巡視艇により400名を搬送
 渡船場から避難所（九電記念体育館）までの陸路は借り上げバスを使用
- 19:00 災害救助法の適用決定
- 20:00 災害対策本部会議（3回目）開催
- 24:00 玄界島避難住民の避難所への収容完了

【3月20日当日の職員の登庁状況】

区分	1時間以内	2時間以内	3時間以内	3時間超	登庁できず	合計
人員	835	1,545	2,267	4,659	2,984	7,643
比率	10.9%	20.2%	29.7%	61.0%	39.0%	100.0%

※消防局、交通局の当日勤務者約400名、保健福祉局のこども病院、市民病院、保育所職員約800名、教育委員会の教諭（高等学校、幼稚園）、学校用務員、給食調理員、学校事務職員約900名を除く。

2 福岡市災害対策本部の組織及び運営

福岡市地域防災計画に次のように定め、今回の地震災害についてもこれに準じて対応活動を実施した。

福岡市災害対策本部の組織等（抜粋）

福岡市地域防災計画では、災害対策本部の組織などについて次のように定めている。

1 災害対策本部の設置

災害対策本部は、市域内で災害が発生したとき、又は発生するおそれのあるときに、福岡市の組織をあげて防災活動を推進するための組織である。

(1) 災害対策本部

福岡管区気象台で市域内に震度4 以上の地震が観測されたとき設置する。

① 災害対策本部を設置すべき地震が発生したときは、連絡担当者（市民局危機対策室防災課）から市長に対し、下記の事項を報告する。

- 1) 地震の規模、その時点で把握された被害の状況、被害予測、対応状況
- 2) 市長等の安否の確認
- 3) 災害対策本部の設置の上申
- 4) 登庁の方法・時期
- 5) その他必要な事項（応急対策の指示、応援要請に関する事項等）

② 市長に連絡が取れないときは、助役その他市長の職務を代理すべき職員に対し、同様の報告・上申を行う。

③ 上記のほか、助役及び収入役その他の幹部に対して、可能な限り災害対策本部を設置すべき地震が発生した旨を連絡する。

(2) 災害対策本部設置の周知

災害対策本部を設置したときは、市庁舎にその旨を掲示するとともに、各区その他の本市の機関並びに県、関係地方行政機関、指定公共機関、報道機関等へ通知する。

(3) 災害対策本部の廃止

災害対策本部は、災害応急対策が終結したと判断されたときに廃止する。

2 災害対策本部の組織及び運営

(1) 災害対策本部の構成

- ① 本部長 市長
- ② 副本部長 副市長
- ③ 本部会議

1) 構成員

本部長、副本部長、収入役、対策本部各部長
その他本部長が必要と認める者

2) 所掌事務

災害対策本部の活動の重要事項について協議し、決定し、全体活動の統一を保持する。

3) 会議

- ・ 災害対策本部を設置したときは、速やかに開催し、災害状況・被害状況の把握、応急活動の方針、応援要請等について決定する。
- ・ 災害状況等に応じて、隨時、又は臨時に開催する。

④ 対策本部の構成

- 1) 災害対策本部に部をおく。ただし、災害発生初期においては、重要な防災活動に集中するため、臨時の応援態勢をしくことがある。
- 2) 部は、本部長の指揮の下に所管の防災事務を遂行する。

⑤ 区災害対策本部

- 1) 区の区域における防災業務を遂行するため、区に区災害対策本部をおく。
- 2) 区災害対策本部は、本部長の統括の下に、区災害対策本部長の指揮により、各区の区域内の防災業務を遂行する。

⑥ 各部連絡員

- 1) 災害対策本部室に、必要に応じ各部の連絡員を待機させる。
- 2) 連絡員は、災害対策本部統括部と各部との間の連絡調整に当たる。

(2) 関係機関との調整

① 防災関係機関

- 1) 福岡県、指定地方行政機関、指定公共機関、指定地方公共機関、関係地方公共団体等との連絡・調整を行う。

3 区災害対策本部

(1) 区災害対策本部の設置

災害対策本部を設置したときは、各区の区域内の災害応急活動を実施するため、区災害対策本部を設置する。

(2) 区災害対策本部の設置場所

区災害対策本部は、各区役所庁舎内に設置する。

(3) 区災害対策本部の組織

- ① 区災害対策本部長 区長
- ② 区災害対策副本部長 総務部長、地域支援部長、地域整備部長、保健福祉センター所長及び保健福祉センター副所長
- ③ 区災害対策本部会議

1) 構成

- ・ 区災害対策本部長
- ・ 区災害対策本部副本部長
- ・ 区災害対策本部各班長

2) 所掌事務

- ・ 区災害対策本部の活動の重要事項について協議し、決定し、区災害対策本部全体の活動の統一を保持する。

3) 会議

- ・ 会議は、区災害対策本部長が召集する。
- ・ 区災害対策本部を設置したときは、速やかに開催するものとし、災害状況・被害状況の把握、応急活動の方針、応援要請等について決定する。
- ・ 災害状況の推移に応じて、随時又は定期に開催する。

④ 区災害対策本部の構成

- 1) 区災害対策本部に各班をおく。
- 2) 区災害対策本部の各班は、災害対策本部の統轄のもと、区災害対策本部長の指揮により、各区の区域内の災害応急事務を遂行する。

第2節 職員の動員及び配備

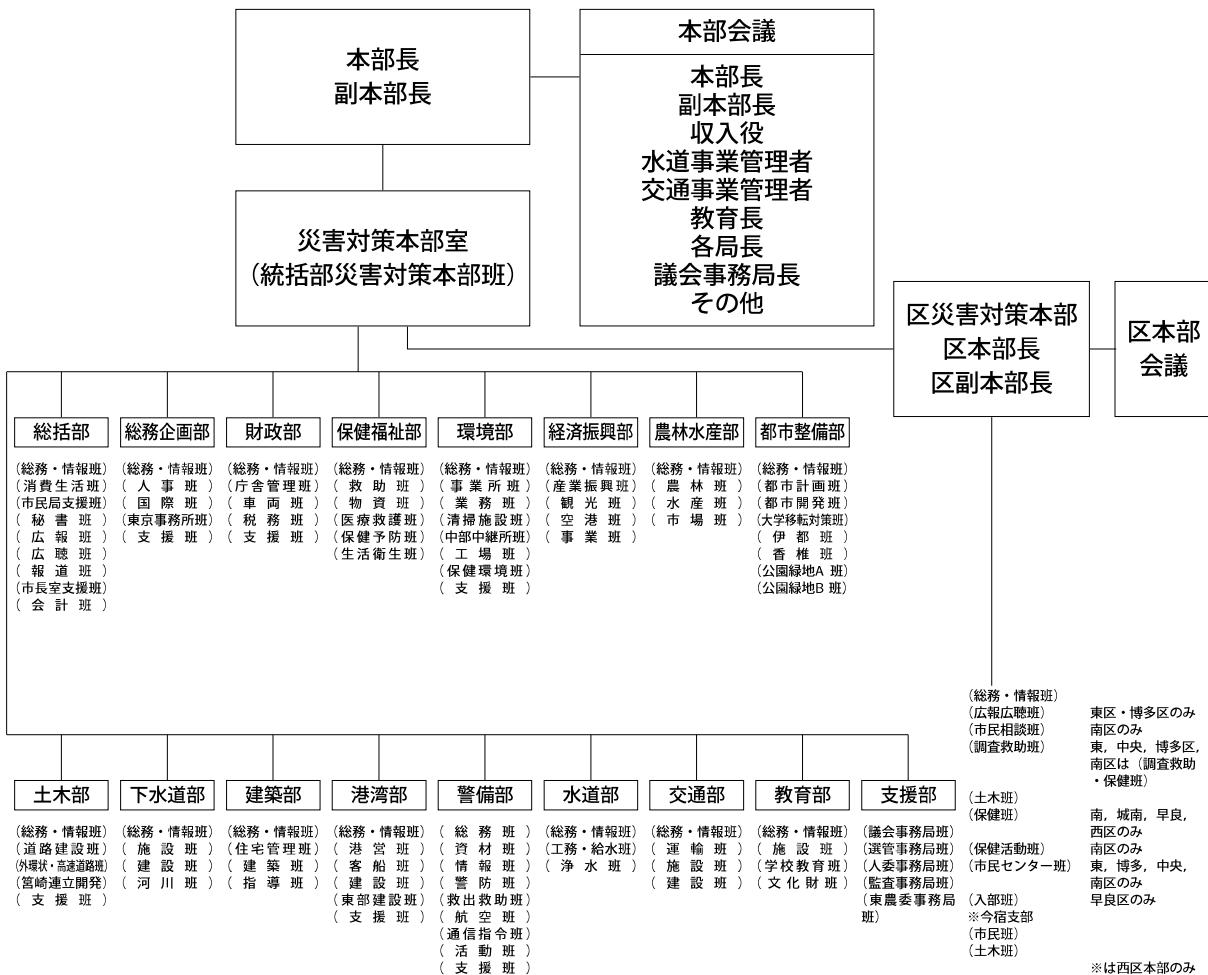
地震災害時に、災害対策本部の組織体制を確立し、災害応急対策を迅速かつ的確に実施するため、職員の動員及び配備を行なう。大規模災害時に予想される連絡手段の制約、職員の被災、交通機関の途絶等に配慮し、職員の自主参集、登庁場所の特例、初動期の配備編成の臨時措置等をとる。

1 災害対策本部の職員の配備態勢

災害対策本部を設置した場合の職員の配備態勢は、次のとおり。

配備	態勢	発令時期	配備につく職員	業務例示
地震 第1配備	注意	・市域内に震度4の地震が発生した場合(福岡管区気象台発表)	(特定の部を対象) ・情報収集及び伝達に必要な人員 ・上位態勢移行への動員が速やかに実施できる人員	・動員計画の準備 ・所属ごとの通知 ・災害対策に関する注意 ・連絡業務全般
地震 第2配備	警戒B	・現に災害が発生しつつあり、かつ被害が拡大する恐れがある場合 ・福岡県日本海沿岸に大津波警報、津波警報が発表された場合(福岡管区気象台発表)	・複数の災害現場活動に必要な人員 ・複数の避難所開設準備等大規模災害に備えた具体的な応急活動が可能な人員	・災害応急活動 ・避難勧告 ・避難所開設準備
地震 第3配備	非常	・市内全域にわたる災害被害、又は特に甚大な局地的災害が発生した場合で、自衛隊派遣要請を含め、他機関への応援要請が必要とされるとき ・市域内に震度5弱以上の地震が発生した場合(福岡管区気象台発表)	・全職員 ・全職員自主参集	・災害対策全般

福岡市災害対策本部組織表（抜粋）



(平成17年3月20日当時)

福岡市災害対策本部の部及び主な事務分掌

部及び区本部 の名称	部長又は区本部長 となるもの	部又は区本部 となる部局	主な事務分掌
総括部	市民局長	市民局 市長室 収入役室	1 災害対策本部運営の統括 2 災害時情報の統括 3 防災関係機関との連絡調整等 4 避難勧告・指示・警戒区域の設定の統括 5 避難者対策の統括 6 物資調達・輸送等の統括 7 応援要請の統括 8 義援金品の受付の統括 9 民間団体・ボランティアとの協力 10 災害時の消費者行政全般 11 本部長及び副本部長の秘書 12 災害に関する広報 13 災害時の市民相談 14 災害時の報道機関に関する情報提供等
総務調整部	総務企画局長	総務企画局	1 対策本部要員の動員・配備の統括 2 在住外国人の支援 3 国等との連絡調整 4 復興計画の統括
財政部	財政局長	財政局	1 災害応急対策に係る財政措置 2 車両の運行の統括 3 市税の減免等 4 家屋被害調査の統括等 5 庁舎の管理
保健福祉部	保健福祉局長	保健福祉局	1 被災者援護等の統括 2 要援護者（災害弱者）対策の統括 3 避難所運営の統括 4 救助物資の確保、配分の統括 5 義援金品の配分に関する統括 6 災害時の医療救護の統括 7 健康危機管理対策の統括 8 災害時の防疫及び精神保健活動 9 災害時の衛生の保持
環境部	環境局長	環境局	1 し尿処理対策 2 廃棄物処理対策 3 災害時の環境保全対策 4 食品衛生確保のための指導、検査等
経済振興部	経済振興局長	経済振興局	1 災害時の流通対策 2 商工業者に対する災害融資 3 観光施設等の災害対策
農林水産部	農林水産局長	農林水産局	1 農業関係災害対策 2 水産関係施設等の災害対策 3 生鮮食料品の確保
都市整備部	都市整備局長	都市整備局	1 交通対策等 2 都市防災に関すること 3 避難場所の安全確保
土木部	土木局長	土木局	1 所管事業実施区間の警戒・応急処置 2 大規模災害時の緊急輸送道路の確保 3 他の道路管理者・各区土木班との連絡調整

部及び区本部の名称	部長又は区本部長となるもの	部又は区本部となる部局	主な事務分掌
下水道部	下水道局長	下水道局	1 下水道施設の応急復旧 2 河川・治水池施設の応急復旧 3 水防
建築部	建築局長	建築局	1 市営住宅の応急対策 2 仮住居としての空き公営住宅の提供 3 応急仮設住宅 4 宅地造成地等の災害の防止 5 応急危険度判定の統括
港湾部	港湾局長	港湾局	1 災害時の海上輸送の統括 2 港湾施設に係る応急復旧等 3 市営渡船利用者等の安全確保
警備部	消防局長	消防局	1 消防隊運用の統括 2 災害の応急対策の統括 3 救出救助 4 航空隊の運用、空輸に関する調整 5 消防通信・指令 6 災害応急活動
水道部	水道事業管理者	水道局	1 水道施設の応急復旧、維持・管理 2 応急給水
交通部	交通事業管理者	交通局	1 災害時の利用者等の安全確保 2 被害の応急復旧
教育部	教育長	教育委員会事務局	1 関係施設の安全確認 2 児童・生徒の安全確保 3 応急教育 4 災害時の給食 5 文化財の保護
支援部	議会事務局長 監査事務局長 人事委員会事務局長	議会事務局 選挙管理委員会事務局 人事委員会事務局 監査事務局 東農業委員会事務局	1 災害に対する議会活動の統括 2 区災害対策本部等の支援

部及び区本部の名称	部長又は区本部長となるもの	部又は区本部となる部局	主な事務分掌
区災害対策本部 東区本部 博多区本部 中央区本部 南区本部 城南区本部 早良区本部 西区本部	東区長 博多区長 中央区長 南区長 城南区長 早良区長 西区長	東区役所 博多区役所 中央区役所 南区役所 城南区役所 早良区役所 西区役所	1 区災害対策本部の設置・運営 2 区本部要員等の統括 3 ボランティアの活動調整 4 区対策本部庁舎の安全確保、維持管理 5 情報の収集・集約、報告 6 罹災証明の発行 7 義援金品の受付、配付 8 災害時の広報、広聴 9 避難所の開設、運営 10 避難対策 11 物資調達、輸送 12 食糧等の供給 13 要援護者対策 14 家屋被害調査 15 災害援護資金の貸付 16 災害見舞金の配付 17 衛生保持対策 18 救助、応急医療活動 19 管内被災箇所の応急措置 20 緊急輸送路の確保 21 災害時のし尿・ごみ等の処理並びに消毒及び清掃業者との連絡

(平成17年3月20日当時)

第2章 情報の収集・伝達活動

応急対策活動を迅速・的確に行うための前提となる災害時の情報収集活動について、情報の収集、通信手段の確保、情報処理の体制の確立をはかった。

1 情報連絡対策の概要

(1) 重要情報の収集

- ① 地震に関する情報（震度分布、余震、津波、気象情報等）

（情報入手先）

- 1) 福岡管区気象台、福岡県等
- 2) 気象レーダー情報受信（専用回線）
- 3) 地震情報受信（一般ファックス）

※ 津波注意報発表 10時57分

津波注意報解除 12時00分

- ② 地震による被害の状況

（情報入手先）

- 1) 登庁職員、巡視、高所監視カメラ、ヘリコプター等
- 2) 国、県等防災関係機関
- 3) 地域住民、自主防災組織、自治協議会、公民館
- 4) 報道機関

- ③ 応急対策に関する情報

- 1) 応急対策の状況、物資等の状況
- 2) 避難者数、避難所の状況
- 3) ライフラインの被害及び復旧状況
- 4) 道路交通状況、規制状況

（情報入手先）

- ア 災害対策本部各区・各部、国、県等防災関係機関
- イ 各避難所、地域住民
- ウ ライフライン事業者

(2) 情報の入手・伝達ルートの多元化

情報は、複数のルートで入手・伝達に努めた。

- 1) 関係機関からの通報、報告
- 2) 報道機関の報道（テレビ・ラジオ）
- 3) 自治協議会等の地域住民からの通報

(3) 通信手段の確保

- ① 加入電話

- 1) 情報伝達の基本的手段とした。

- 2) 災害初期に予想される回線障害のため情報の発信は「災害時優先電話」によって行った。

- ② 福岡市防災行政無線

市関係機関間での一斉指令、被害情報の報告等の非常通信の基本的手段とした。

- ③ 高所監視カメラ、画像伝送システム

高所監視カメラ消防ヘリ画像伝送システム等による市内の被害状況の伝達を行った。

【参考】 福岡県西方沖地震における地域活動に関するアンケート調査

市内144校区の自治協議会等を対象に、福岡県西方沖地震発生時の災害対応活動に関するアンケート調査を実施した。主な結果は次のとおりである。

アンケート基準日：平成17年10月17日

回答率：144校区中121校区（83%）

1. 校区における活動の有無

活動有……………100校区（83%）

活動無……………21校区（17%）

2. 活動の内容（複数回答可）

被害状況の確認……………103校区

住民の安否確認……………82校区

電話を使用した地域内での連絡……………56校区

避難所の地域住民への周知……………47校区

お年寄りを避難所まで誘導……………12校区

炊き出し……………11校区

その他（物品の調達・配布、がれきの片付けなど）……………14校区

3. 緊急時の連絡体制の整備状況（複数回答可）

電話による連絡網を整備している……………72校区

拡声器などの放送設備を整備している……………25校区

自転車などを使って直接連絡するようにしている……………25校区

連絡網がない……………18校区

無線機を整備している……………5校区

その他（自主防災会等の組織の活用等）……………20校区

第3章 広報活動

平成17年3月20日に発生した「福岡県西方沖地震」に関する情報提供については、情報伝達の緊急性などを考慮し、報道機関の協力を得るとともに、市政だより・広報テレビ番組・市ホームページなどを通じて、効果的な広報となるよう全力を挙げて取り組んだところであり、現在も引き続き適宜情報提供を行っている。

1 市政だより

●平成17年

【4月15日号】

掲載紙面：1～3面

主な内容：（1面）地震の発生と被害の概況、復旧への市の取り組み、市長からのメッセージ

- （2面）・具体的な被害状況（避難勧告、避難者数等）
 - ・相談電話の案内
 - ・災害対策本部の設置、避難所（九電記念体育館）の状況
- （3面）被災支援策のお知らせ
- （各区版）被災支援策の問い合わせ先

【5月1日号】

掲載紙面：1～3面

主な内容：（1面）市民の生活再建や施設復旧などに向けた取り組み

「市地震災害復旧・復興本部」を設置

仮設住宅いよいよ完成

- （2面）西浦、宮浦、志賀島の被害と復旧状況
- （3面）震度5強、本震以降最大の余震について（4月20日）
災害に強い地域づくり（自主防災組織）

【5月15日号】

掲載紙面：2面（5段）

主な内容：被災支援策のお知らせ

被災したマンションへの支援を市独自に実施

【6月1日号】

掲載紙面：2面（5段）、6面（3段）、9面（情報B O X）

主な内容：市民生活再建の進展状況

【6月15日号】

掲載紙面：3面（3段）

主な内容：被災支援策のお知らせ

- 被災者生活再建支援金、地震被災住宅再建支援金、災害援護資金の貸し付け・利子補給、災害援護臨時貸付金の貸し付け・利子補給の限度額のお知らせ

【8月1日号】

掲載紙面：4面（4段）

主な内容：西区玄界島 震災復興の手法決まる

- 「小規模住宅地区改良事業」の紹介

○まちづくり案の概要

【8月15日号】

掲載紙面：6面（8段），9面（情報BOX）

主な内容：地震対策

【9月1日号】

掲載紙面：9面（情報BOX）

主な内容：市災害援護臨時貸付金の所得制限廃止・受付期間延長

【9月15日号】

掲載紙面：1面，8面（情報BOX）

主な内容：福岡県西方沖地震から半年

○北崎校区，志賀島の現状と地域での取り組み

○主な災害支援策利用の状況

【10月15日号】

掲載紙面：3面（9段）

主な内容：復興に向けた取り組み状況

○被災建物の調査始まる

○被災支援策のお知らせ

【11月1日号】

掲載紙面：3面（2段）

主な内容：住宅「耐震診断費助成制度」

●平成18年

【2月1日号】

掲載紙面：8面（情報BOX）

主な内容：福岡県西方沖地震の被害に伴う雑損控除の適用，市税の減免

【2月15日号】

掲載紙面：2面（5段）

主な内容：耐震診断費の補助

【3月1日号】

8面（情報BOX）福岡県西方沖地震の被害に伴う雑損控除の申告

【3月15日号】

1面（8段）福岡県西方沖地震から1年 市民防災の日を中心に各種催し

2面（8段）地震に強い都市づくりへの取り組み

3面（8段）玄界島復興計画決まる

【4月1日号】

東区版 福岡県西方沖地震から一年

【8月15日号】

2面（8段）玄界島復興事業 斜面地の被災家屋解体進む

3面（5段）住宅耐震化診断費用助成

【10月1日号】

東区版特集 志賀島復興祭

【1月15日号】

西区版 玄界太鼓 復興後の島に響かせたい

●平成19年

【3月15日号】

1面（8段）福岡県西方沖地震から2年 災害に強いまちづくりを目指す

2面（8段）西方沖地震を忘れない 講演会や感謝イベントなど開催、住宅耐震化 診断費用・耐震改修工事費助成

【4月15日号】

3面（5段）平成19年度予算と施策 震災など災害に強いまちづくり

【7月1日号】

2面（1段）復興まであと一步！玄界島

【10月1日号】

12面（情報BOX）震災ごみの受入れを終了

●平成20年

【2月15日号】

6面（お知らせ）震災ごみの無料受入れを終了

【3月15日号】

1面（7段）福岡県西方沖地震から3年 玄界島復興事業もうすぐ完了

2面（8段）島に根付く高い防災意識

【5月1日号】

4面（1段）玄界島の皆さんができるだけに参加

15面（情報BOX）玄界島復興完了しまびらき

2 広報テレビ等

広報テレビ番組（地上波及びケーブルテレビ）を通じて毎年、「震災への備え」に関連する情報を提供している。

【平成19年度の放映状況】

番組名	放送局・放送日時	放送回数
コミュ！ふくおか	T N C 金曜日 11：15～11：25	特集1回
ギモン解決！ふくおかQ	F B S 土曜日 11：40～11：45	特集1回
ウイークリーふくおか	J : C O M 金曜日～木曜日（各10分） 8：00～ 19：00～ 22：00～	特集1回

3 ホームページ

災害対策本部や各担当課が情報提供する内容について、平成17年3月20日から市ホームページ（携帯電話版含む）に「地震に関する情報」として被災支援策や被害状況等に関する情報を掲載し、随時内容の更新等を行った。

現在は、地震への備えや住宅の耐震化に対する助成等を中心とした情報を提供している。

【掲載している主な内容】

1 住宅および公共施設等の耐震化について

- (1) 摆れやすさマップ各区版パンフレット
- (2) 住宅等の耐震化に関する出前講座
- (3) 地震対策マニュアル
- (4) 既存建築物の窓ガラスや扉などの安全確認
- (5) 福岡市公共施設の耐震対策計画

2 補助事業関連

- (1) 住宅の耐震改修工事費補助事業
- (2) 共同住宅の構造計算書調査費補助事業
- (3) 共同住宅の耐震予備診断事業
- (4) 共同住宅の耐震診断費補助事業
- (5) 危険なブロック扉の生垣化助成
- (6) 危険なブロック扉等の除却費補助事業
- (7) 木造戸建住宅の耐震建替費補助事業
- (8) 病院の耐震診断費補助事業
- (9) 耐震改修促進税制

【アクセス数】

平成16年度 80,857件

平成17年度 121,670件

平成18年度 22,692件

平成19年度 4,415件

「福岡県西方沖地震に関する情報」という名目での情報提供は平成19年度末で終了した。

4 報道機関への情報提供

平成17年3月20日の地震発生以降、随時、記者発表を行い報道機関へ情報提供を行った。

情報提供にあたっては、報道班より市政記者室（10階）及び福岡市災害対策本部室（7階）のホワイトボードに資料を掲示し、逐次ファックスにて送付した。

地震発生直後の避難状況や被災者向け情報などの発表については、テレビトップや新聞紙面の情報欄などへ優先的に掲載してもらえるよう各社へ依頼した。

また、震災復興の取り組みやイベント等について適宜情報提供を行った。

■記者発表 451件

	平成16年度	平成17年度	平成18年度	平成19年度	計
資料配付	221件	193件	13件	7件	434件
被害・避難状況定時報告	34	32	—	—	66
建築(応急危険度判定)	9	3	—	—	12
避難勧告	14	4	—	—	18
水道情報	19	3	—	—	22
その他	145	151	13	7	316
記者会見	3件	3件	1件	0件	7件
市長会見	2件	7件	1件	0件	10件
計	226件	203件	15件	7件	451件

■記者会見の内訳 17回

区分	発表日	案件
記者レク (6回)	平成17年3月20日	災害状況について(2回)
	平成17年3月21日	災害状況について
	平成17年4月27日	博多港復興大漁パレード(仮称)について
	平成17年4月28日	福岡県西方沖地震に伴う港湾施設関連の支援策について
	平成18年3月15日	3/20の防災訓練(於 玄界島)の内容について
	平成19年3月15日	かもめ広場からの帰島などの引っ越しについて
市長会見 (11回)	平成17年3月24日	福岡県西方沖地震に伴う応急仮設住宅の建設について
	平成17年3月25日	中小企業向け融資「地震災害復旧特別資金」の創設について
	平成17年4月12日	地震災害復旧・復興本部の設置について
	平成17年4月21日	被災マンション再建支援の新規施策について
	平成17年6月7日	福岡県西方沖地震に係る義援金について
	平成17年7月19日	志賀島復興基金の設立について
	平成17年9月13日	中小企業向け融資「地震災害復旧特別資金」の受付期間延長
	平成17年10月11日	福岡県西方沖地震義援金福岡市配分委員会の開催
	平成18年2月14日	福岡県西方沖地震1周年行事について
	平成19年3月13日	「祝卒業！玄界島小・中学生を囲んで」(玄界島の方と市長との懇談会) の開催について
	平成19年3月20日	3月20日市民防災の日によせて

上記の他、福岡市災害対策本部会議開催後の市長へのぶら下がり会見を隨時実施した。

5 外国語による広報

3月20日地震発生当日、多言語FM放送局LOVE FMが特別編成として、10カ国語により地震情報の提供を行った。

- 10時53分 地震発生 放送中断(40秒間)
 - 復旧後55分よりテレマートラジオショッピング(テープ送出)放送
- 11時00分 Air Stage 番組オープニングにて地震発生の第一報を日本語と英語で放送
- 11時05分 通常放送を中断し特別編成にて番組スタート
 - 放送楽曲 演奏のみのインストゥルメンタル
 - 日本語と英語による地震情報(震度・被害状況・対応・交通情報など)を隨時放送(エ

- アジョッキー Yuuki・Tyler)
- 14時40分 韓国語による地震情報を放送（こくさいひろばアンさん）
- 15時00分 特別番組を終了し、通常番組（Soul Friends）を放送しながら随時日本語と英語による地震情報を放送（原則として30分に一回 エアジョッキー Miki・Jeff）
余震発生時にはその都度地震情報を放送
- 15時30分 中国語による地震情報を放送
- 17時00分 通常番組（Sunset Delight）を放送しながら随時日本語と英語による地震情報を放送
(原則として30分に一回 エアジョッキー Yoko・Jeff)
- 18時30分 韓国語・ポルトガル語・スペイン語にて地震情報を放送
- 19時00分 通常番組（Asian New Standard）を放送しながら随時日本語と韓国語による地震情報を放送（30分に一回・交通インフラ復旧状況を中心に）
- 20時50分 Asian New Standardを10分早く終了し、地震情報を英語・タガログ語・インドネシア語・タイ語・フランス語で放送
- 21時00分 東京からのネット番組送出（23時まで）
- 23時00分 英語・タガログ語・インドネシア語・タイ語・フランス語で地震情報を放送
通常番組（Week in Rock）内で余震発生時の注意喚起
- 25時00分 生放送終了 緊急待機態勢は継続するも大きな余震なし

第4章 消防活動

1 消防局の活動概要

消防局は、地震発生から5月10日の間に605件の災害に対して出動人員延べ2,526人、出動台数延べ735台で災害応急活動にあたっている。

また、消防団も住民の避難誘導や巡回警戒など、174件の災害に出動人員延べ3,113人で対応にあたった。

2 消防の活動記録【時系列】

3月20日(日)

- 10：53 福岡県西方沖地震発生 福岡市内震度6弱 【消防災害警備本部設置】
10：59 消防ヘリや消防車両で沿岸部避難広報を実施（10：57 津波注意報発表）
11：04 博多区吉塚でブロック塀倒壊による負傷者を救急搬送
11：24 百貨店における集団救急事故へ出動し、トリアージを実施
11：27 消防ヘリが玄界島で住宅倒壊を確認
13：05 消防ヘリで消防職員6名を玄界島に投入（以降、22名をヘリと消防艇で玄界島に投入）
13：26 消防隊員らで倒壊した家屋内の壁とベッドに挟まれた女性を救出し、消防ヘリで玄界島の負傷者を国立九州医療センターへ搬送（その後更に、5名を医療機関へ搬送）
15：10 漁協玄界島支所に合同現場本部を設置（自衛隊、県警、海保、市役所、西消防署）
18：07 玄界島から島民を消防艇と消防輸送車の連携で九電体育館まで搬送

3月21日(月)

自衛隊・警察と合同で玄界島の被災家屋に防水シートを設定（翌日、大雨警報発表）
消防団員を含む全島避難に伴い、玄界島における災害即応体制の強化及び防災面における住民自治の回復を目的として24時間体制で消防隊を派遣した。
島民の一時帰島の際には、事故などに対応するため、さらに隊員の増強を行った。
また、市内で被害が大きかった地域へも引き続き巡回警戒を行った。

5月31日(火)

3 災害救急指令センター

当日は、指令課職員8名が勤務していた。

地震発生直後から119番が殺到し、11時30分までの40分間で700件を超える着信を記録し、8名全員が対応に追われたが、12時30分頃には災害救急指令センター内も落ち着きを取り戻した。

4 指揮

地震発生と同時に、消防本部2階に消防局長を本部長とした消防災害警備本部を設置した。また、各消防署に消防署災害警備本部を設置した。

津波注意報の発令に伴い、沿岸部の巡回警戒を指示するとともに、現場活動は、所轄署長の指揮のもと災害活動を行った。

5 救助活動

救助出動件数は39件、救助人員は33名であり、その内訳として、玄界島の「建物倒壊による挟まれ」により女性を救出した事案をはじめ、都心部を中心に「エレベーター閉じ込め」20件、救助人員23名（その他にエレベーター管理会社により救助された人が6名）また、建物閉じ込め（ドア等のふさがりで居室内に閉じ込められたもの）17件、救助人員8名（消防隊が到着する前に自力脱出9件）等であった。

【出動件数】

() は4月20日の最大余震時以後 単位：件

区分	全 市	東 区	博多区	中央区	南 区	城南区	早良区	西 区
火 災	0	0	0	0	0	0	0	0
救 急	101 (15)	14 (1)	18 (4)	26 (4)	7 (2)	9 (2)	8 (1)	19 (1)
ガス漏れ	58 (3)	5	11 (1)	28 (1)	2	6 (1)	2	4
救 助	39 (5)	4	10 (1)	12	0	3 (2)	5 (2)	5
建物被害	324(101)	93 (18)	45 (23)	43 (11)	28 (15)	28 (5)	45 (19)	42 (10)
その他	83 (16)	32 (6)	13 (1)	9 (4)	6 (3)	6	4 (1)	13 (1)
合 計	605(140)	148 (25)	97 (30)	118 (20)	43 (20)	52 (10)	64 (23)	83 (12)

延べ出動人員	2,526人	延べ出動台数	735台
--------	--------	--------	------

6 救急活動

地震による転倒、又は落下物による負傷等で101件に出動し、124名を搬送した。中央区の百貨店では、調理場で鍋が転倒、熱湯等で多くの負傷者が発生、救急車3台、消防輸送車1台で対応した。この活動において、百貨店の自衛消防隊が積極的に応急手当や避難誘導を行ったことが、速やかな医療機関への搬送につながった。

【救急搬送者数】(平成17年5月10日現在)

() は4月20日の最大余震以降 単位：人

区分	全 市	東 区	博多区	中央区	南 区	城南区	早良区	西 区
死 亡	1	0	1	0	0	0	0	0
重 症	20	1	1	10	1	3	1	3
中等症	52 (7)	6 (1)	10 (1)	12 (1)	4 (1)	5 (2)	6 (1)	9
軽 症	51 (8)	8	6 (3)	21 (3)	2 (1)	1	1	12 (1)
合 計	124 (15)	15 (1)	18 (4)	43 (4)	7 (2)	9 (2)	8 (1)	24 (1)

7 消防航空隊による活動

地震発生の6分後には、上空からの情報収集を開始し、市内の被害状況の把握や津波注意報に伴う避難広報を実施。

また、玄界島の甚大な被害を11時27分に確認したことが、以後の活動方針を決定づけたこととなった。

その後も、玄界島からの患者搬送や消防職員を含め市職員の投入、物資輸送、画像による情報収集など、その機動力を十二分に発揮する活動となった。

【3月20日の航空隊の活動】

時 刻	活 動 内 容
10：59	2号機「ほおじろ」福岡空港を離陸 市内一円の被害状況確認 津波注意報の発表に伴う海岸線の避難広報実施
11：27	ヘリコプターテレビ電送システムにより、玄界島の被害状況画像を送信
12：44	1号機「ゆりかもめ」福岡空港を離陸 1号機、2号機により救急4件6人の搬送を実施

8 危険物施設への対応

地震発生直後、石油コンビナート等特別防災区域、福岡空港及び東浜の大規模石油集積地域を中心に、危険物施設の被害状況を現地調査した。

その結果、屋外貯蔵タンクの不等沈下、固定ボルト破断等の被害が確認され、被害の程度に応じ施設の使用停止命令、改修の指示等を行い被害拡大防止に努めた。

【消防法に基づく緊急使用停止命令の状況】

場 所	施設数	被害施設数	被害内容	命令対象事業所数
荒津石油コンビナート地区	224	5 (屋外タンク)	タンク配管部1 基礎・基盤部4	5
西戸崎石油コンビナート地区	38	1 (移送取扱所)	配管部の曲がり 荷受け施設の一部破損	1
福岡給油施設(空港)	25	なし	なし	なし
東浜地区	12	1 (屋外タンク)	タンク周辺部液状化	1

9 消防団の活動

地震発生直後から、市内64分団の各分団員が自主的に車庫に参集し、災害対応に備えた。

主な活動は、住民の避難誘導や崖崩れへの対応、警戒ロープの設定、また、負傷者の搬送も行った。玄界島においては、玄界水上分団の30名が全島民を公民館などへ避難させるなど地域の防災リーダーとして効果的な活動を行った。

活動件数	174件	活動延べ人員	3,113人
------	------	--------	--------

10 その他

玄界島全島避難の際には消防艇をはじめ、防災機関などの船舶による避難支援が行われ、ベイサイドプレイスから避難先である九電記念体育館までの陸路は消防輸送車で搬送支援を行った。

また、全島民避難後は、火災発生時の初期消火のため、また、大雨による土砂災害への警戒のため、福岡市災害対策本部が廃止される5月31日までの間、消防隊を24時間対応で常駐させ、災害即応体制を整えた。

救急救助活動



第5章 応急医療救護活動

応急医療救護活動は、玄界島の住民が避難した九電記念体育館内において、本市が設置した玄界診療所と市立市民病院による合同の診療所を開設するとともに、日本赤十字社による医療救護所の設置や、市立こども病院の医師等による小児への対応をおこなうなど、避難者への医療の確保に努めた。

また、西区の西浦漁村センターへの避難者には日本赤十字社の協力を得て医療救護班を派遣するとともに、その他の主要な避難所についても日本赤十字社の救護班による巡回診療を行った。

○医療救護活動の概要

- 3月20日
 - ・自衛隊及び日本赤十字社が玄界島に渡島し、現地にて救護活動を行う。
 - ・医療救護班（保健福祉局）では、市内の救急告示病院の施設被害ならびに負傷者の診療状況を調査した。
 - ・玄界島住民の九電記念体育館への避難に伴い、日本赤十字社医療救護班も九電記念体育館に移動。
 - ・こども病院小児医療班を九電記念体育館に配置した。
- 3月21日
 - ・玄界診療所からカルテ等を九電記念体育館に移送するとともに、関係医療機関、団体と協議を行い、医療救護体制等の整備を行った。
 - ・日本赤十字社に依頼し、西浦漁村センターへの医療救護班の派遣及びその他の主要な避難所への巡回診療活動を依頼した。
- 3月22日
 - ・九電記念体育館内において玄界診療所及び市民病院による合同診療所を開設し、診療を開始した。
- 3月26日
 - ・九電記念体育館内の診療所での院外処方の円滑化、患者への服薬指導等のため福岡市薬剤師会の協力により薬剤師、事務員の派遣が開始される。
- 3月28日
 - ・避難所内でのインフルエンザ蔓延の兆候が見られたため、市内の病院に病床を確保するなどの対応を講じた。
- 4月11日
 - ・玄界島に派遣されていた自衛隊の撤収に伴い、現地に滞在する災害対策関係者（地元役員等）救護活動を行うため、週3回（月・水・金曜日）に保健所職員（医師）の派遣を開始した。（4月11日は渡船欠航のため渡島出来なかった）
- 4月27日
 - ・玄界島仮設住宅等への引っ越しに伴い、玄界診療所での診療（内科・小児科）を再開した。
- 4月28日
 - ・玄界診療所で歯科診療を再開した。

○九電記念体育館での医療救護体制

区分	診療時間		医療体制
玄界診療所及び 市民病院による 合同診療所 【3/22～4/25】	玄界診療所	月曜～土曜日 9：00～15：30	医師 1人
	市民病院	月曜～土曜日 17：00～翌日8：00 日曜日 8：00～翌日8：00	看護師 2人 (夜間は1人) ※月曜日～土曜日は市薬剤師会から 薬剤師を派遣
日本赤十字社 医療救護班 【3/20～3/31】	昼 間 9：00～21：00 夜 間 21：00～翌日9：00		昼 間 医 師 1人 看護師 2人 主 事 1人 夜 間 看護師 3人 主 事 1人
こども病院小児 医療班 【3/20～4/8】	3月20～21日 24時間体制 3月22～31日 9：00～17：00 4月1～ 4日 9：00～13：00 4月5～ 8日 13：00～17：00		医 師 1人 医 師 1人 看護師 1人

○西浦漁村センターでの医療救護体制

区分	診療時間	医療体制
日本赤十字社 医療救護班 【3/24～4/5】 ※3/21～23日は 巡回診療	状況に応じて隨時変動 (午前10時～午後4時, 午後6時～翌朝 9時等)	医 師 1人 看護師 3人 主 事 1人

○巡回診療活動

区分	診療時間	医療体制
日本赤十字社 巡回診療班派遣 【3/21～3/23】	「西浦漁村センター」, 「大名小学校」, 「志賀公民館」, 「勝馬公民館」, 「警固小学 校」, 「警固公民館」など12避難所を巡回	医 師 1人 看護師 3人 主 事 1人

○九電記念体育館内診療所等の受診者数

医 療 体 制 区 分		受 診 者 数
九電記念体育館	玄界診療所・市民病院合同診療所	1,536人
	日本赤十字社医療救護班	1,105人
	こども病院小児医療班	41人
計		2,682人
西浦漁村センター避難所医療救護班		154人
避難所の巡回診療班		82人

また、九電記念体育館に避難した玄界島島民の医療費については、次のとおり方針を決定し取り扱うこととした。

事 項	方 針 決 定 内 容
(1) 九電記念体育館内に移設した福岡市立玄界診療所（市立市民病院との合同診療）で受診した場合における医療費の自己負担金について	九電記念体育館内に移設した市立玄界診療所において玄界島住民が受診した際の医療費の自己負担金（診療所使用料）は、福岡市島しょ診療所条例第6条に基づき免除する。 ただし、診療により処方した薬品代については福岡市が負担する。
(2) 九電記念体育館内に避難している玄界島住民のインフルエンザ等の感染症蔓延を防ぐ目的で、診療所の医師の判断により他の医療機関に入院させた場合及び専門医師の診療が必要と判断し、通院させた場合の医療費等の自己負担金について	九電記念体育館内の避難者へのインフルエンザ等の感染症の蔓延を防ぐ目的で、診療所の医師の判断により他の医療機関に入院させた場合及び専門医師の診療が必要と判断し通院させた場合の医療費等の自己負担金は全額福岡市が負担する。